

(様式 - 3)

第 号  
年 月 日

受 注 者 様

魚津市長 村椿 晃 印

### 協議開始の日について（通知）

平成 年 月 日付けで請求のあった下記工事（業務）について、「平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」等の運用に係る特例措置通知（平成 30 年 3 月 6 日付財第 653 号）による協議開始の日を下記のとおり定めたので通知します。

#### 記

- 1 工 事 名  
（委託業務名）
- 2 協議開始の日 平成 年 月 日
- 3 請負代金額（委託料）の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。  
ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、  
受注者に通知する。